

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から6年11月まで

申立期間当時、私は無職だったが、平成6年12月に母親が私の国民年金の加入の手続きをしてくれた。申立期間の国民年金の保険料は、母親が預金から27万円を引き出して、A社会保険事務所の窓口で一括納付したと聞いている。

その際、両親は自分たちの年金の給付見込額も照会したが、コンピューターが故障で見込額を聞くことができなかったとのことだった。母親が納付した私の国民年金保険料も事故扱いになってしまったのではないかと、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1年10か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人及び同居の両親は、平成10年4月以降国民年金保険料を前納しており、国民年金保険料の納付意識が高い家庭であったことがうかがえる。

さらに、申立期間の国民年金保険料の額は23万4,200円であるが、申立人の母親名義の預金から、申立期間の国民年金保険料の額にほぼ相当する27万円が2回に分けて（平成6年12月10日に7万円、同年12月15日に20万円）引き出されており、当該通帳には母親のメモが確認できるほか、母親が申立人に代わって申立人の国民年金保険料を納付したとの申立てに格別の不自然さはみられない。

加えて、申立人の年金手帳の交付日は平成9年1月20日であるが、国民年金の加入手続を行ったその母親は、申立人の成人式の案内を契機に申立人の

父親とも相談して、B区C出張所（当時）で国民年金の加入手続をしたと述べており、B区に照会した結果、成人式の案内に併せて国民年金制度の啓発も行っていたとしている上、同区C出張所では14年3月末まで国民年金の加入届の受付事務を行っていたことが確認できることから、申立人の主張に信憑性が認められ、6年12月ごろに申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年6月まで

私は、平成9年4月からA県の専門学校に入学することが決まったことから、同年3月ごろにB市役所へ実母と二人で行き、私の国民年金保険料の全額免除のための申請手続を行った。

当時は、実父の所得が高かったことから、市役所の担当職員からは「無理かも知れませんよ。」と言われたと記憶している。

しかし、専門学校の夏休みの平成9年8月に実家に帰省した時に、国民年金保険料の4か月分の納付書が届いていたことから、申請免除は無理だったのだと思い、郵便局の定額貯金を解約の上、申立期間を含む9年3月から同年6月までの4か月分をまとめて納付書によりC銀行D支店かE郵便局で納付した。

その後、納付した時の領収書は紛失してしまったが、当時の家計簿に記録が残っており、納付したことは間違いなことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、平成9年8月に納付したと主張しており、申立人が保管している家計簿には、同年8月15日から20日を収支期間とし、支出項目に「振り込み 44,500円(年金)」と記載されていることが確認できる。

また、納付したとする平成9年3月から同年6月までの国民年金保険料のうち、過年度保険料となる同年3月の国民年金保険料については、社会保険庁のオンライン記録から、当該家計簿の収支期間の最終日と一致する同年8

月 20 日に納付された旨の記録となっていることが確認できるほか、申立人は、帰省した際に納付書が入った封筒が 2 通あったと記憶しており、これは、社会保険事務所から送付される過年度保険料の納付書と市役所から送付される現年度保険料の納付書だったと推認されることから申立内容に不自然さは無い。

さらに、当該申請免除に係る社会保険事務所における処理（承認）年月日は、平成 9 年 9 月 2 日と記録されており、申立期間の国民年金保険料を納付したと思われる同年 8 月 20 日の時点では、申立期間は未納期間であることから、市役所からの納付書により国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

加えて、申立人は、二十歳で国民年金に加入以降、国民年金保険料の免除期間はあるものの未納期間は無く、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められ、可能な限り納付しようとする申立人の姿勢がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和31年10月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和29年10月から30年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から31年7月までの期間は1万2,000円、同年8月及び同年9月は1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月11日から31年10月31日まで

A事業所に係る厚生年金保険被保険者期間は、昭和29年10月11日までの記録となっているが、31年10月31日までA事業所に勤務し、退職金をもらったことも記憶している。

厚生年金保険料が控除されていたことが分かる資料等はなく、当時の同僚も不明であるが、1日8時間勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和21年2月18日に同事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得し、31年10月30日に喪失していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が同時期にA事業所において勤務していたとする申立人の父及び弟の資格喪失日は昭和31年10月30日であることが確認できる上、ほぼすべての従業員の同事業所における資格喪失日も同日であることが確認できる。

一方、申立人は「昭和31年10月末まで勤務していた。」と申し立ててい

るが、上述のとおり、ほぼすべての従業員のA事業所における資格喪失日は昭和31年10月30日であることが確認できる上、当時の同僚のほとんどは亡くなっているか、連絡先が不明のため証言を得ることができないなど、申立人が同年10月末まで勤務していたことをうかがわせる事情は得られない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和31年10月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和29年10月から30年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から31年7月までの期間は1万2,000円、同年8月及び同年9月は1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年9月8日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店(以下「C事業所」という。)における資格取得日に係る記録を同年9月8日に訂正し、同年同月から同年11月までの標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年10月1日から33年12月1日まで

私は、昭和32年10月1日付けでC事業所に採用され、入社後は、タンクローリーやトラックで製品を配送する業務に就いた。

私がC事業所に勤務していたことは、同事業所に人事記録が残っていることから間違いない。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和33年12月1日となっており、勤務の実態に合っておらず納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、C事業所に勤務していたことは、申立内容及び同社が保管する人事記録から確認できる。

しかし、当時の同僚が保管する失業保険被保険者資格取得届によると、当該同僚は採用から数か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和33年9月8日までは臨時採用であり、厚生年金保険が適用されていなかったことがうかがえ

る。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、C事業所の現在の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時当該事業所においては、雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月の給与から、当該取得月に係る厚生年金保険料を控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年9月8日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、昭和33年12月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の取得日を昭和33年9月8日とすべきところ同年12月1日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から同年11月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 19 日から 28 年 2 月 20 日まで

私は、昭和 24 年 4 月 1 日から A 施設でハウスメイドや販売員として勤務し、31 年 7 月 7 日に閉鎖になるまで一度も休職や退職した記憶が無いのに、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間は、A 施設内の B 事業所で勤務していた。A 施設で勤務していた期間の厚生年金保険の記録については、名前の漢字が誤って記載されていたため未統合となっていた記録が見つかり、当該記録は平成 9 年に統合されているが、申立期間も同様の理由で欠落しているのではないかと思われる。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の証言から、申立人が A 施設内で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は「ハウスメイドを辞めた後、昭和 26 年から 28 年まで B 事業所に勤務していた。」と述べているところ、社会保険事務所が保管する B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は昭和 28 年 4 月 1 日に初めて健康保険のみの適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B 事業所での同僚として記憶している複数の者についても、申立期間当時の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該同僚の連絡先は不明であることから、当時の状況について証言を得ることもできない。

さらに、申立人は A 施設においてハウスメイド又は販売員として勤務していたとも述べているところ、C 県が保管する申立人に係る解雇通知書によると、申立人は昭和 26 年 5 月 18 日に A 施設のハウスメイドを退職しているこ

とが確認でき、同年5月19日にD事業所において資格喪失している社会保険事務所の記録と一致している上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A施設内において申立人が一緒に勤務していたとする同僚（3人）はすべて、26年7月1日にD事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後（C県が保管する労務者台帳で確認できる退職日とも一致する。）、同日付で「E事業所」において取得していることが確認できるが、申立人は申立期間後の28年2月20日に「E事業所」において資格取得をし、31年7月7日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間当時から厚生年金保険の加入記録の確認できる複数の同僚から聴取したものの、「申立人はA施設の閉鎖の時は勤務していたが、いつから勤務していたか記憶が無い。」と述べている上、D事業所及び「E事業所」に係る被保険者名簿によると、申立期間において申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 11 日から 35 年 7 月 28 日まで

厚生年金保険の被保険者期間について、社会保険事務所に調査を依頼したところ、A事業所に勤務していた期間の記録が無かった。人事異動通知書等で明らかなように臨時補充員として勤務していたことは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事異動通知書及び履歴証明書並びにA事業所における同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に臨時補充員として勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A事業所はB社会保険事務所管内における厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であり、同僚の証言からA事業所の給与等に係る手続を行っていたと推測されるB事業所について確認したところ、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると被保険者資格取得者は1名のみであり、昭和 35 年 3 月 31 日に当該被保険者の資格喪失と同時に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の記録は確認できない。

さらに、複数の同僚から聴取したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られず、当時の事業主は既に他界しており、申立人のA事業所における厚生年金保険の加入に係る取扱いについて聴取することができない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 498 (事案 309 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 2 月 2 日から 58 年 7 月 25 日まで
② 昭和 60 年 7 月 22 日から 62 年 2 月 28 日まで

私は、社会保険事務所に株式会社Aにおける厚生年金保険の加入について照会したところ、記録が無いとの回答であった。

申立期間当時、溶接工として勤務し給与から厚生年金保険料等を控除されていた記憶があり、退職した後に失業保険を受給した。

当初の判断後、株式会社Aの社長（元専務）から「社会保険に加入していなかったのはBさんであり申立人ではない。」との証言を得たこと及び社長の実弟にも電話で上記の内容を確認したので申立期間について同社における厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等から、申立期間①及び②は、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、株式会社Aが加入していた厚生年金基金及び健康保険組合においても、申立人に係る記録は確認できないとともに、同社は既に適用事業所ではなくなり、当時の事業主及び社会保険担当者も既に亡くなっており供述を得られない上、複数の同僚から聴取したところ、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたとはうかがえないことなどから、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは推認できないとして、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は新たに株式会社Aの社長（元専務）及び同社長の実弟から申立人

が厚生年金保険に加入していたとの証言を得たとしているが、上述のように厚生年金基金、健康保険組合の加入状況及び当時の事業主、社会保険担当者が亡くなっているなど、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できない上、移転等により社会保険関係の資料も残っていないため、同社の社長（元専務）及び同社長の実弟の証言を裏付けることができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時の給与総額は 27 万円から 28 万円ぐらいあり、手取額は 24 万円から 25 万円ぐらいあった。」と述べているが、当委員会の試算によれば雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料及び源泉所得税を給与から控除するとした場合の手取額は 21 万円から 22 万円余りとなり、手取額が 24 万円から 25 万円程度となるのは、雇用保険料及び源泉所得税の控除の場合であることから、健康保険料及び厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことがうかがえる。

このほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から64年1月4日まで

私は、昭和54年1月から平成6年2月まで株式会社Aに勤務したが、54年1月から64年1月4日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

当時の給与明細書や源泉徴収票は無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する失業保険被保険者名簿等の資料及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間のうち、昭和54年3月14日から同年12月27日までの期間、55年4月16日から同年11月13日までの期間、56年2月25日から57年2月27日までの期間、同年11月16日から59年5月15日までの期間、60年3月16日から61年4月24日までの期間及び同年11月18日から64年1月4日（その後平成7年12月28日まで継続勤務）までの期間、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社Aから提出されたB組合の第二種組合員加入届（控）により、申立人は昭和54年3月16日に同組合の第二種組合員資格を取得したことが確認できる上、同社から「申立人は、申立期間において退職と就職を繰り返しているが、いずれの期間も申立人はB組合の第二種組合員であり、厚生年金保険の被保険者では無かった。」とする回答を得た。

また、株式会社Aが提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人は、昭和64年1月4日にB組合の第一種組合員となり、同日から厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立期間に係る社会保険庁のオンライン記録に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年1月まで

私は、A株式会社が経営するレストランに勤務するため、株式会社Bで3か月の調理実習を受け、その後C町に下宿しレストランのオープンに向けて準備に携わった。

同僚は厚生年金保険の受給資格が無かったが、社会保険事務所の調査で、加入期間が判明し、現在は年金を受給していると聞いたので私の厚生年金保険の加入記録も調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社のレストランに勤務していたことは、雇用保険の記録及び同社に勤務していた複数の同僚等の証言から推認できる。

しかし、申立人のA株式会社の雇用保険の記録によると、離職年月日が昭和48年6月20日であることから、申立人がA株式会社を退職したのは、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月27日以前であることが確認できる上、申立人はA株式会社を退職した時期について、「当時調理場で勤務した部下よりも先に退職した。」と述べているところ、当該部下は社会保険庁のオンライン記録から、同年7月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A株式会社における厚生年金保険の取扱いについて、同僚二人は、責任者から厚生年金保険の適用事業所となるまでは厚生年金保険には加入できないとの説明を受けたとしており、このうち一人からは「厚生年金保険料の控除が無かった。」、他の一人からは「自分は国民年金に加入していた。」との証言を得た。

加えて、A株式会社のレストラン、ボーリング場のオープン時前後に勤務

していた従業員 32 人全員の厚生年金保険の資格取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者原票に、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 6 月 27 日と記載されており、当該原票に申立人の名前は無く健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。